

各種証明書の交付請求の際には 窓口に来た人の身分証明書が必要になります

本人なりすましによる住民票の写しや戸籍謄抄本などの交付請求を防止し、あわせて市民の個人情報を守るために、証明書の交付請求時において、身分証明書の提示を求めることによる本人確認を実施します。

市民の皆さんのご協力をお願いします。

本人確認の実施日 4月2日(月)から

証明書交付請求の際の本人確認

○対象となる証明書

- ・住民基本台帳関係
住民票の写し、除票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍の附票など
- ・戸籍簿関係
戸籍謄抄本、除籍謄抄本、改製原戸籍謄抄本、受理証明書など
- ・税務証明関係
市県民税関係証明、固定資産税関係証明、納税証明など
- ・その他
外国人登録原票記載事項証明書、身分(身元)証明書など

本人確認の方法
交付請求をする人(窓口に来る人)について、身分証明書の提示をしていただきます。

何もお持ちでない人は、窓口で口頭により聞き取りおよび告知書の送付をさせていただきます。

本人確認に必要な書類

- ①運転免許証・パスポート・住民基本台帳カードなど官公署発行の顔写真付の身分証明書
- ②健康保険の被保険者証、年金証書(手帳)、恩給証書、介護保険被保険者証、生活保護受給証明書、写真のある社員証および学生証またはこれらと同等のものを2点
- ③上記②のものを1点の場合、口頭での聞き取りにより確認をさせていただきます
- ④上記①、②をお持ちでない人は、口頭での聞き取りおよび告知書を送付させていただきます

問い合わせ先 市民課市民年金係 または各総合支所民生課市民係



KSAサッカースポーツ少年団 会員募集

NPO法人菊池市サッカー協会(KSA)では、平成19年度サッカースクール生を募集します。現在スクールに加入している人も、毎年加入申し込みが必要で、サッカーが好きなら、男・女・年齢の違いに関係なく入会できます。サッカーを通して心と体をきたえましょう。

練習日 毎週水曜日
練習時間 午後7時～午後8時
練習場所 七城小学校グラウンド
※7月下旬～8月は七城グラウンド(旧七城町民グラウンド)。

入会金 2,000円
※保険代・スポーツ少年団加入費を含む。

年会費 12,000円
※月額1,000円程度の負担で済みます。

入会説明会 3月27日(火) 午後7時30分～
ところ 七城公民館視聴覚室



泗水中学校吹奏楽部 第16回定期演奏会

入場無料

とき 3月24日(土)
ところ 菊池市泗水ホール
開場 午後5時 / **開演** 午後5時30分
3年生にとっては、最後の定期演奏会になります。皆さんのご来場を心よりお待ちしております。

問い合わせ先 泗水中学校吹奏楽部 ☎(38) 2450

同じく、平成19年度からサッカー協会を発足させる中学校のサッカークラブ、KSAFC U-15の会員も募集します。加入条件は、菊池市在住の中学生です。

練習日 毎週火・木・金曜日
練習時間 午後5時30分～午後7時
練習場所 七城グラウンド(旧七城町民グラウンド)

入会金 2,000円
※保険代・スポーツ少年団加入費を含む。

年会費 4,000円
※練習着代などは別途。

問い合わせ先 NPO法人菊池市サッカー協会(KSA) 上村 ☎0900(5)3386(6)118

地域づくりを推進する団体・行政区 などに補助金の交付を予定しています

平成19年度菊池市地域づくり推進補助金



地域住民などが「自ら考え、自ら実践する」地域づくり推進事業に対し、経費の一部を補助し、菊池市が進める「豊かな水と緑、光あふれる田園文化のまちづくり」の実現を図ります。

補助の対象となるのは次の3つの事業です

- ①地域づくり施設整備事業
 - 地域づくり施設整備事業とは
 - ・地域の自然・生活環境を保全および改善する事業
 - ・地域住民の防災・安全を確保する事業
 - ・地域の優れた風景の保存および整備に関する事業
- ②地域づくり活動事業
 - 地域づくり活動事業とは
 - ・地域の自然・生活環境の保全・整備に関する活動
 - ・地域の防災・安全に関する活動
 - ・地域住民の融和・健康・福祉を増進する活動
- ③人材育成事業
 - 人材育成事業とは
 - ・国・県などが実施する事業への参加
 - ・体験学習および地域活動の実践のための事業
 - ・先進地の活動研修のための事業

例えば 看板などの設置、景観整備、修復など

例えば 地域づくり指導者講習会への参加、地域づくり先進地研修

例えば 里山整備活動、防災訓練、交通安全教室、運動会、地域のまつりなど

補助の対象となる団体

- 各行政区やこれに準ずる団体(団地など)、またその集合体
- 地域づくりを目的として活動するNPO法人およびこれに準ずる10人以上の団体
- 団体については、規約などで地域づくりまたはそれに準ずる目的が明記されている団体とします。

補助の対象となる経費

地域づくり施設整備事業
需用費(消耗品費・印刷製本費)、使用料および賃借料、工事費、原材料費、備品購入費 ほか

地域づくり活動事業
報償費(講師謝金など)、需用費(消耗品費・印刷製本費)、使用料および賃借料、原材料費、備品購入費 ほか

人材育成事業
受講料または参加費、宿泊費、交通費 ほか

補助率および限度額

- ①地域づくり施設整備事業
対象となる経費の3分の2以内で、40万円を上限とします。
- ②地域づくり活動事業
対象となる経費の3分の2以内で、20万円を上限とします。

補助を受けるには…(事務事業の流れ)

申請者(行政区・団体)

補助金申請書の提出(各総合支所へ4月末日まで)
添付書類 ①位置図・図面、②見積書、③規約など

市役所(各総合支所)

審査会で内容を審査し、補助団体の決定後、**交付決定通知**

事業の実施
事業完了後、**実績報告書の提出**(事業完了後15日以内)
添付書類 ①決算書、②契約書・領収証の写し、③写真

実績報告書の審査後、**交付確定通知**

請求書の提出

補助金の振込

その他

- 補助金を申請しようとする場合は、4月末日までに補助金申請書および関係書類を添えて企画振興課または各総合支所総務振興課まで提出してください。
- 国・県または他の補助事業に該当し、その助成を受けた場合は、この補助金は交付しません。また、本市の他補助金に該当する場合は、この補助金の対象から外します。
- 地域づくり活動事業のイベントなどの同一事業については、補助期間が3年となりますので、ご注意ください。
- 本補助金の詳細は、菊池市地域づくり推進補助金交付要綱を参照ください。
- 問い合わせ先** 企画振興課、各総合支所総務振興課